

大雪地区広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則

平成 28 年 3 月 31 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大雪地区広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年大雪地区広域連合条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める任命権者が報告しなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分 of 状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福利及び利益の保護の状況
- (11) その他連合長が必要と認める事項

2 条例第 3 条第 1 項第 2 号の規定による上川町村等公平委員会からの報告は、次のとおりとする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

3 第 1 項で規定する報告は、人事行政運営状況報告書（別記様式）により行うものとする。

(公表)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項に規定する公表の方法は、次のとおりとする。

- (1) 大雪地区広域連合を構成する関係町が発行する広報紙への掲載
- (2) その他連合長が必要と認める方法

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。